

職業監査人のための倫理の基礎理論

加 藤 正 浩

キーワード

職業監査人
財務諸表監査
倫理
4 原則アプローチ
自己決定権の尊重
他者に対する危害の防止
依頼人の利益の保護
正義の遂行

はじめに

日本語の倫理と英語の 'Ethics' とが等しいものか、日本語の道徳と英語の 'Morality' とが等しいものか、あるいは日本語の倫理と道徳との関係が、英語の 'Ethics' と 'Morality' との関係と等しいものかなどについては、議論の余地があるだろう。しかし、ここではそれらについては不問に付して、'Ethics' を倫理、'Morality' を道徳と表記して、主に倫理（すなわち 'Ethics'）について議論していく。

道徳という概念は、正しい、または間違っていると考えられている行為、慣習で、社会において重要な意味をもつものを指して用いられる。行為を規制する規則が道徳と考えられることもあり、また、正しい、あるいは特定の価値観が道徳と考えられていることもある。それに対して倫理とは、道徳を懐疑的に判断していく思考である。人間の個人的、あるいは社会的な道徳的経験を有意義なものにするための秩序だった思考であり、人間行為を規制する規則、規範を判断したり、追求していく価値観を判断したり、理想とされるべき性格的特質を判断したりすることによって実践される。

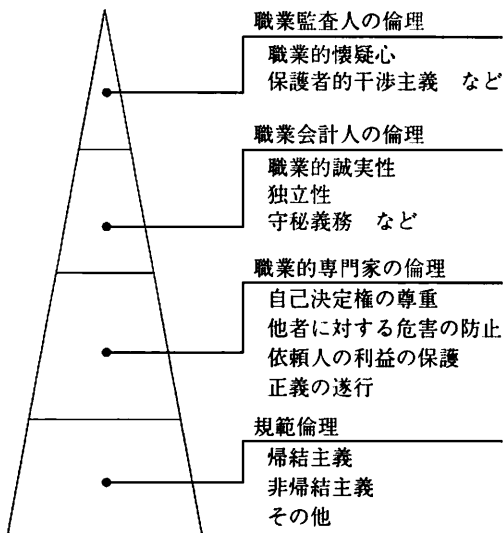
本稿では、会社の財務諸表監査の任にあたる職業会計人 (Accountancy Profession)、すなわち職業監査人 (Auditing Profession) にとっての倫理研究のための方法論を論じていく。議論の対象は倫理研究の方法論であるから、特定の行為、慣習、規則、価値観、性格的特質を議論していくのではない。監査人のとるべき行為、従うべき慣習、規則、価値観、あるいはあるべき性格的特質を懐疑的、客観的に判断していく思考の方法、手続について議論していく。

倫理は、図-1 に示したように、ピラミッドの様相を呈している。

まず、人間に普遍的な倫理、規範倫理があり、そのうえに職業的専門家 (Profession) としての倫理が成り立っている。職業会計人、弁護士、医師などは職業的専門家であるが、職業的専門家には、職業的専門家であるがゆえに一般的社会人とは異なる特殊な倫理がある。ただし、職業会計人、弁護士、医師はそれぞれ異なる倫理を有する。職業会計人には職業会計人独特の倫理がある。さらに職業監査人には、その定められた職務ゆえに、その任にあたらな一般的職業会計人とは異なる倫理を有することになる。

本稿では、このピラミッドの基部 (根底) に存在する規範倫理をあらためて認識することから始め、職業的専門家の倫理について、とくにトム・L・ビーチャム (Tom L. Beauchamp) の 4 原則アプローチ (Four Principles Approach) に着眼してみていく。「自己決定権の尊重」「他者に対する危害の防止」「依頼人の利益の保護」「正義の遂行」の 4 つの原則を掲げる 4 原則アプローチは、もっぱら生命医療倫理学において論じられるものである。たしかに、いかなる職

図-1 倫理のピラミッド



務を担った職業的専門家であるかによって4つの原則間の相互の軽重のバランスは異なっているだろう。しかし、いずれの職業的専門家についても、その4つの原則に集約して倫理を考えることが可能だと考えている。その4原則アプローチが、職業会計人の倫理、職業監査人の倫理、とくに監査の依頼人（被監査会社）との関係のあり方に関する判断の方法において、どのように応用可能かについて検討する。

1 規範倫理

(1) 道徳と倫理

道徳 (Morals) と倫理 (Ethics) は区別されている¹⁾。また、区別して考えることが必要で

あるといわれている。倫理学においては、道徳と倫理の違いは、概ねつぎのように考えられている。

道徳という概念は、正しいと考えられている行為、慣習、間違っていると考えられている行為、慣習で、社会において重要な意味をもつものを指して用いられる。行為を規制する（成文または不文の）規則、規範が道徳と考えられることもあり、また、正しい、あるいは間違っていると考えられている行為、慣習によって、社会に根付かされている、促進されている、また追求されている価値観が道徳と考えられていることもある²⁾。

それに対して倫理とは、道徳を懐疑的に判断していく思考である。人間の個人的な道徳的経験、社会的な道徳的経験を有意義なものにするための秩序だった思考であり、人間行為があるべき行為になるように規制する規則、規範を判断したり、追求していく意義のある価値観を判断したり、人生において理想とされるべき性格的特質を判断したりすることによって実践される³⁾。

道徳を判断する倫理または倫理的論証 (Ethical Reasoning) を研究することの必要性の根拠として、ロナルド・F・ダスカ&ブレンダ・シェイ・ダスカ (Ronald F. Duska and Brenda Shay Duska) は、つぎの5つをあげている⁴⁾。

第1に、人が備え持っている道徳的信条は、

1) Richard T. De George, *Business Ethics*, 6th edition, 2006, pp. 19-25, Tom L. Beauchamp and Norman E. Bowie, *Ethical Theory and Business*, 5th edition, 1997, pp. 1-3, Tom L. Beauchamp and James F. Childress, *Principles of Biomedical Ethics*, 5th edition, 2001, pp. 1-5. ビーチャム & ボーイの "Ethical Theory and Business" の最新刊としては2003年の7版、ビーチャム & チルドレスの "Principles of Biomedical Ethics" の最新刊としては2012年の7版がある。また、ディジョージの "Business Ethics" には、翻訳書としてリチャード・T・ディジョージ著、永安幸正・山田経三監訳、麗澤大学ビジネス・エシックス研究会訳、

『ビジネス・エシックス——グローバル経済の倫理的要請——』明石書店 1995年刊があり、ビーチャム & チルドレスの "Principles of Biomedical Ethics" には、翻訳書としてトム・L・ビーチャム、ジェイムズ・F・チルドレス著、永安幸正・立木教夫監訳、『生命医学倫理』成文堂 1997年刊がある。

2) Richard T. De George, *op. cit.*, p. 19.

3) *Ibid.*, pp. 19-20.

4) Ronald F. Duska and Brenda Shay Duska, *Accounting Ethics*, Blackwell, 2003, pp. 28-30, Ronald F. Duska, Brenda Shay Duska and Julie Anne Ragatz, *Accounting Ethics*, 2nd edition, Wiley-Blackwell, 2011, pp. 36-38.

そのものの自体は適切であるように見えたととしても、状況によっては不適切であったりする。例えば、さまざまな問題が複雑に錯綜している未知の社会的事象に遭遇したとき、人は自分が個人的に経験したことのある単純な事象と同じだと誤ってとらえて、その単純な道徳的信条だけで判断することがある。たとえ未知の事象に遭遇しても、その事象が含んでいるさまざまな問題点を識別し、それぞれに相応しい道徳的信条を適用できるように、合理的な倫理的論証を修得しなければならない。

第2に、状況によっては、道徳的規則が矛盾し、いかに判断すべきか迷うことがある。合理的な倫理的論証は、矛盾しあう道徳的規則の間において裁決を下す洞察力をもたらし、ある行為が別の行為に比べて、なぜ、より望ましいかについて根拠を示してくれる。

第3に、個々人は、不適切な道徳的信条、不適切な道徳的価値観に固執する恐れがある。何らかの道徳的判断が求められたとき、そのときは正しいと思った判断が、その後、さらに知識を得て熟慮、熟考してみた結果、誤っていたと気づき後悔することがある。自分の持つ道徳的信条が適切なものかどうか検証できるように合理的な倫理的論証を修得しなければならない。

第4に、職業会計人あるいは職業監査人としての職務の背景にある日常におけるさまざまな事象に関して、自分の持っている主義、主張が正しいかどうか、なぜ正しいかについて考えるうえで、合理的な倫理的論証を修得することが重要である。自分の人生の目的は何か。自分が持っている道徳的価値観に代替可能な道徳的価値観はあるかどうか。職を失いたくないという気持ちと、職業会計人としての責任を果たすべきだという義務感との板ばさみになったとき、自分はどうすべきか。家族に対する責任と、職務に対する責任とが相容れないとき、自分はそれをどう解決するか。このようなことは日常から考えておく必要があり、これらについて独り善がりでは考えるのではなく、客観的、合理的に考えるために、理論的に秩序づけられた倫理

的論証の素養が要求される。

第5に、行動するうえでの指針となる基本的な倫理的原則 (Ethical Principles) を学び、認識しておかなければならない。基本的な倫理的原則は、何をすべきか、なぜそうすべきかについて判断する能力を高める。困難な局面において何をすべきか判断しなければならなくなったとき、いかなる帰結がもたらされるべきか判断することができるように、その状況に応じてすべき基本的な質問事項、検討事項のチェックリストを作成しておくことが、往々にして役に立つことがある。また、道徳的に判断の困難な状況に遭遇したとき応用することができるように、行動を統制するための倫理的原則を修得しておく必要がある。特に道徳的問題は、社会的環境の複雑化に伴って複雑になっていくので、一面的でなく多面的に倫理的原則を学び、倫理的論証の基本的な手順を修得しておくことが不可欠である。

人は、たいてい何らかの道徳的であると思う行為や慣習に対する見識、道徳的規則や規範の認識、道徳的価値観を持っているものである。道徳的な判断が求められる場面に遭遇したとき、人が過ちを犯すのは、行為、慣習に関する道徳観、道徳的規則、規範の認識、道徳的価値観を持たないからではない。特定の道徳に固執したり、他の道徳に気づかなかつたりするからである。道徳を懐疑的に見る倫理、道徳の適切性を判断する倫理的原則というのがあるという認識を持っていることによって、そのような問題を回避することが可能となる。そこに、道徳と倫理は異なるという認識の必要性がある。

(2) 規範倫理学と非規範倫理学

倫理学は、一般的に、規範倫理学 (Normative Ethics, Prescriptive Approaches) と非規範倫理学 (Nonnormative Ethics) とに分けられている⁵⁾。さらに非規範倫理学は、記述倫理学

5) Richard T. De George, *op. cit.*, pp. 20-22, Tom L. Beauchamp and Norman E. Bowie, *op. cit.*, pp. 6-8, Tom L. Beauchamp and James F. Childress, *op. cit.*

(Descriptive Ethics, Descriptive Approaches) とメタ倫理学 (Metaethics, Conceptual Approaches) とに分類される。

記述倫理学は、人類学、社会学、心理学などと密接に関わり、それらに大きく依存する倫理学であり、人間、文化、社会の道徳を研究し記述する。異なる道徳的制度、規則、慣習、信条、価値観について、比較し、相違を明確にする。また、記述倫理学は、規範倫理学に対して、解明の対象とするべき基礎的な素材を提供する。そして、規範倫理学とともに、人間あるいは社会の道徳規範をもたらす。

メタ倫理学は、まず、道徳的言語、概念の意義を研究する。道徳的によいとは、あるいは悪いとは何を意味するのか、道徳的に責任とは何か、道徳的に義務とは何かを研究する。メタ倫理学は「よい」という言葉の意義を研究するが、いかなること、いかなる行為がよいのかを研究するのは規範倫理学である。つぎに、メタ倫理学は、倫理的論証の論理を研究する。道徳的論争の前提事項を識別、評価し、論争の妥当性を調査する。さらに、メタ倫理学は、道徳に関する潜在的な前提を分析し、批判的、懐疑的に議論できるように明らかにする。

規範倫理学は、記述倫理学に基づいて成り立つもので、記述倫理学によって明らかにされた道徳に合理性、首尾一貫性を見出そうとする倫理学である。とくに、特定の社会、あるいは人類全体の社会のなかに潜在する、普遍的、理想的な道徳的規則、規範、道徳的価値観、道徳的慣習、制度などを発掘し、発展させ、合理性を追究する。

具体的には、まず、社会道徳のなかに互いに関連しあいながら存在する規則、規範、価値観をすべて明らかにする。それら規則、規範、価値観の一致性と首尾一貫性を見きわめ、階層的関連性も明らかにする。つぎに、明らかとなった規則、規範、価値観から、基本的な原則を見

出し、基本的な原則の合理性を、さまざまな方法で、証明する。そして、衝突しあう規範がある場合には、衝突を解決できるような手続を見出し、個々の具体的な事例について判断が行えるようにする。規範倫理学は、1つの社会、あるいは複数の社会に共通な道徳を説明し合理性を証明する秩序だった理論であるから、「倫理的理論」(Ethical Theories)とも称される。

規範倫理学によってもたらされた規範は、個別具体的な事例に応用することが可能である。規範倫理学によってもたらされた規範を個別具体的な事例に応用する倫理学を、応用倫理学 (Applied Ethics) または実践倫理学 (Practical Ethics) という。

規範倫理学によって、今日、示されている規範倫理は、帰結主義 (Consequentialism)、非帰結主義 (Non-consequentialism)、その他に分類されるのが一般的である⁶⁾。帰結主義には、倫理的利己主義 (Ethical Egoism)、功利主義 (Utilitarianism) が含まれる。非帰結主義には、義務論 (Deontology)、社会契約説 (Social Contract Theory) が含まれ、社会契約説は、さらに権利論 (Theory of Rights) と正義論 (Theory of Justice) とに細分される。また、その他には徳倫理 (Virtue Ethics) が含まれる。

規範倫理の役割は、基本的には、道徳的判断において正当性を示す根拠を提供することにある。帰結主義は、ある行為が正しいのは、その行為の帰結が正しいからであるという根拠を示す。非帰結主義は、ある行為が正しいのは、主に、その行為の動機が正しいからであるという根拠を示す。一説では、功利主義と義務論の対立は歴史的に古いものではなく、新しいものであり、功利主義は、むしろ倫理的直観主義

6) Richard T. De George, *op. cit.*, pp. 49-53, Tom L. Beauchamp and Norman E. Bowie, *op. cit.*, pp. 21-39, Tom L. Beauchamp and James F. Childress, *op. cit.*, pp. 340-362, Ronald F. Duska and Brenda Shay Duska, *op. cit.*, pp. 45-64, Ronald F. Duska, Brenda Shay Duska and Julie Anne Ragatz, *op. cit.*, pp. 51-67. 梅津光弘著『前掲書』12～14頁。

↘ *op. cit.*, pp. 1-2. 加藤尚武・立花隆監修、梅津光弘著『現代社会の倫理を考える3 ビジネスの倫理学』丸善株式会社 2002年12～14頁。

(Ethical Intuitionism) と対立してきたものであったといわれる⁷⁾。しかしながら、今日の規範倫理学において、功利主義に対立するものとして、倫理的直観主義よりも義務論が掲げられるのは、倫理的直観主義では、合意形成に役立つ説得力ある根拠を示すことができないからであろう。

(3) 帰結主義

帰結主義とは、行為の結果や波及効果といった帰結に基づいて行為の善悪、正否などを判断する主義で、一方、非帰結主義とは、行為の善悪などに関して行為以前の動機、根拠、合意などに基づいて判断する主義である⁸⁾。

帰結主義はさらに倫理的利己主義と功利主義とに分類される。倫理的利己主義は、詐欺や欺瞞のない開かれた自由な競争という市場の規則の範囲内で行動することを前提としていて、帰結における自己の利益 (Self-interest) の最大化を図るように行うことを行為の原則とする。ただし、自己の利益の追求と自己本位 (自分勝手) (Selfish) との境界は区別しがたい。自己の利益の追求が他者の犠牲の下に行われる場合、倫理的利己主義を主張する者は、それを自己本位という。倫理的利己主義は、市場の参加者は自ずと公衆の利益に鑑みて他者の犠牲の下に自らの利益のみを追求することはしないと想定している。

功利主義は「最大多数の最大善」(The Greatest Good for the Greatest Number of People) を行動の原則とする主義で、行為の帰結が「最大多数の最大善」を満たせば、その行為は善と見なされる。功利主義は、イギリスにおいて、デイヴィッド・ヒューム (David Hume) (1711-1776)、ジェレミー・ベンサム (Jeremy Bentham) (1748-1832)、ジョン・スチュアート・ミル (John Stuart Mill) (1806-

1873) によって明らかにされてきた哲学思想であり、ミルによる著書『功利主義』("Utilitarianism") (1863) が、今日においてもなお、功利主義の代表的な著書となっている。

功利主義における具体的な判断手続は、ベンサムの『道徳と立法の諸原理に対する序説』("An Introduction to the Principles of Morals and Legislation") (1789) において、「快樂 (Pleasure) と苦痛 (Pain) の価値とその計算方法」として、つぎのように示されている⁹⁾。

各人について快樂または苦痛の価値が考察される特定数の人々にとっての快樂または苦痛の価値は、強度、持続性 (存続期間)、確実性 (または不確実性)、遠近性 (関連性)、多産性、純粋性、範囲 (その行為が及ぶ、またはその行為によって影響を受ける人々の数) という7つの条件にしたがって大きくなったり小さくなったりする。ここにいう多産性とは、それが同一の種類の感覚、すなわち、快樂の場合にはその他の諸快樂、苦痛の場合にはその他の諸苦痛をとまなう可能性を意味し、また、純粋性とは、それが反対の種類の感覚、すなわち、快樂の場合には諸苦痛、苦痛の場合には諸快樂をとまなう可能性を意味する。

① その行為によってもっとも直接的に影響を受けると思われる利益を持つ人を特定する。

② その行為によって最初に生み出されるよ

9) Jeremy Bentham, *The Principles of Morals and Legislation*, 1789, Reprinted by Prometheus Books, 1988, pp. 29-32. 関嘉彦責任編集『世界の名著 ベンサム J. S. ミル』中央公論社 1986 113~115 頁。ここで、ベンサムは快樂 (Pleasure)、苦痛 (Pain) と表現しているが、'Pleasure' というのは、たとえば他の人から何か依頼された場合、日本語で「喜んでいたしましよ」というところ、英語では 'It's My Pleasure.' と表現するように、日本語の快樂ほど大袈裟、官能的なものではなく、もっと単純なものである。ベンサムは、貴族にとっての肯定的価値観、否定的価値観と平民の肯定的価値観、否定的価値観のような人による価値観の質的違いに関する先入観を排除することを意図して、上記のような言葉を用いている。

7) 児玉聡著『功利と直観 英米倫理思想史入門』勁草書房 2011年 3~7 頁。

8) Tom L. Beauchamp and James F. Childress, *op. cit.*, pp. 44-119. 梅津光弘著『前掲書』17~20頁。

うに思われる、各々の快樂の価値を計算する。

- ③ その行為によって最初に生み出されるように思われる、各々の苦痛の価値を計算する。
- ④ その行為によって最初に生み出される快樂または苦痛ののちに生み出されるように思われる、各々の快樂の価値を計算する。それは最初の快樂の多産性と、最初の苦痛の不純性を構成する。
- ⑤ その行為によって最初に生み出される快樂または苦痛ののちに生み出されるように思われる、各々の苦痛の価値を計算する。それは最初の苦痛の多産性と、最初の快樂の不純性を構成する。
- ⑥ 一方においてすべての快樂を、他方においてすべての苦痛を総計する。もしも、その差し引きが快樂の方に多いならば、それはその個人の利益について、その行為に全体としてよい傾向を与えるだろうし、もしも、その差し引きが苦痛の方に多いならば、その行為に全体として悪い傾向を与えるであろう。
- ⑦ その利益が関係を持っているように思われる人々の人数を計算に入れて、以上の過程を各人について繰り返す。その行為が全体としてよい傾向である各個人について、その行為が持つよい傾向の程度を示す人数を総計する。その行為が全体としてよい傾向である各個人について、このことを繰り返す。また、その行為が全体として悪い傾向である各個人について、このことを繰り返す。また、その行為が全体として悪い傾向である各個人について、同じことを再び繰り返す。そして差し引きしてみて、もしも差し引きが快樂の方に多いならば、その行為は一般的によい傾向を持ち、苦痛の方に多いならば、その行為は同じ社会について一般的に悪い傾向を持つであろう。

また、近年における応用倫理学においては、この手続は、つぎのような9つの手続に、整理

して示されている¹⁰⁾。

- ① 評価すべき行為を的確に示す。
- ② 行為によって直接、間接に影響を受けるすべての人々を特定する。
- ③ 他の考慮を上回る重要性を持った優先すべき考察事項があるかどうかを考える。
- ④ その行為から直接的に影響を受ける人々にとっての行為の善悪の帰結をすべて特定する。その際、将来に関して適切と思われる時点に至るまで考慮に入れ、また、起こりそうな帰結とそれらが起こりうる可能性を創造的に考察する。
- ⑤ それぞれの価値（善悪）の量、存続期間、類似性、相違性、豊饒性（多産性）、純粋性と、これらの諸価値の相対的な重要さを考えながら、よい帰結と悪い帰結の総計を比較する。
- ⑥ 必要ならば、間接的に影響を受ける人々や全体としての社会についても、同様の分析を行う。
- ⑦ すべてのよい帰結と悪い帰結を合計する。その行為が悪以上の善を生み出すならば、その行為は道徳的に正しいし、善以上の悪を生み出すなら、道徳的に間違っている。
- ⑧ 単にその行為を行うか否かということ以外にも様々な選択肢があるか、想像力を用いて考え、それら他の選択肢1つ1つについて同様の分析を行う。
- ⑨ 様々な行為の帰結を比較する。それらの行為のうちで最大善（あるいはどれも悪以上の善を生み出さないなら最小悪）を生み出す行為は、行うべき道徳的に正しい行為である。

ただし、功利主義には、功利の原則を行為そのものの善悪、正否の判断に適用する行為功利主義（Act Utilitarianism）と、行為の帰結の一般的傾向に基づいて規則を定め、つまり功利の原則を規則の正否の判断に適用し、行為の善悪、正否の判断には規則を定めてそれを適用する規則功利主義（Rule Utilitarianism）とがある。

10) Richard T. De George, *op. cit.*, pp. 67-70.

応用倫理学においてもっとも重視される規範倫理学は、この功利主義、特に規則功利主義である。

(4) 非帰結主義

非帰結主義には義務論と社会契約説とがある¹¹⁾。義務論は、主にドイツのイマヌエル・カント (Immanuel Kant) (1724-1804) の哲学思想に基づいている。義務論では、道徳に関してつぎの2つのことが原則とされている¹²⁾。

- ① あなたの行為の規律があなたの意志によって、あたかも普遍的自然法則となるかのように行為しなさい。
- ② あなた自身の人格ならびに他のすべての人の人格に例外なく存するところの人間性を、常にいかなる場合にも目的として使用し、決して単なる手段としてのみ使用してはならない。

つまり、義務論では、行為の善悪はその動機の善悪から判断される。特に、他の誰から見ても正しい道徳的信条であるものを自らの道徳的信条とし、そこから出発した動機に基づいて行動すること、行動するにあたっては人を手段として利用することを動機としないことを強調する。

社会契約論は、さらに権利論と正義論に分類され、今日の社会契約論は、もっぱら正義論を主流とする。正義論の正義とは配分上の正義を指し、正義論のもとにおいては、各人は、他人の持つ自由と抵触しない限りにおいて、もっとも広範で包括的な基本的自由、平等の権利を有し、配分上の社会的、経済的不平等は、もっとも不遇な立場の人々の利益が最大となる不平等である場合、または公平な機会の均等化という条件の下で全員に開放されている職務や地位に結びつくような不平等である場合にのみ許容さ

れる。

2. 職業的専門家の倫理と 4 原則アプローチ

(1) 職業的専門家

わが国には確固とした職業的専門家観がない。ここにいう職業的専門家とは、英語でいう“Profession”のことであるが、わが国ではいくばくかの専門的知識を有していれば、あるいは有していると自称すれば、「プロ」と名乗ることができ、また名乗ることが認められる。しかしながら、イギリス、アメリカにおいては、職業的専門家は下記の一定の要件をみたしていることが要求される¹³⁾。

- ① 国から特定の業務を行うことの免許が与えられている。
- ② 業務基準や行動規範を公表し、違反者に対しては懲戒処分を行う同業者の団体に所属している。
- ③ 社会の他の構成員が共有することのできない高度に発達した知識や技能を有している。
- ④ 業務全般に関して団体として自己決定権 (Autonomy) を認められ、すなわち自治権を有している (なお、その業務は専門的であるために社会の他の構成員は管理の仕方を知らない)。
- ⑤ 他人の要請に応じて業務を提供することを公約していて、その結果、その業務にあたる者が負うことのない特別な責任と義務を負っている。

職業的専門家に自治権が認められるのには根拠がある¹⁴⁾。職業的専門家である者が修得している知識、技能はきわめて専門的なものであり、社会にとって有用なものである。したがって社会にとって保全すべきものである。しかしながら、保全を目的として素人がそれを修得するのは容易ではない。また、職業的専門家である

11) Tom L. Beauchamp and James F. Childress, *op. cit.*, pp. 44-119. 梅津光弘著『前掲書』17~20頁。

12) Ronald F. Duska, Brenda Shay Duska and Julie Anne Ragatz, *op. cit.*, pp. 62-63. 梅津光弘著『前掲書』46~50頁。

13) Daryl Koehn, *The Ground of Professional Ethics*, Routledge, 1994, p. 56.

14) Richard T. De George, *op. cit.*, p. 490.

者は、一般市民が自分に課しているもの、専門的技能を有しない者が自分に課しているもの、ビジネス社会に生きる者が自分に課しているものよりも、高い水準の規範を設けて自らに課していて、自ら管理をすることが期待できる。職業的専門家は、その構成員がいかに行動すべきか知ることができ、定められた規範、規則に対して違反している場合はそれを察知することができ、そして職業的専門家としての規範、規則に従っていない者を、団体を構成していることから懲戒または処分することができ、管理するうえで適切な立場にある。

職業的専門家である者が修得している知識、技能は社会的に有用であるから管理することが必要であるが、国が職業的専門家を管理しようとする、職業的専門家よりも多くの国家公務員が必要となり、また、その国家公務員は時間をかけて専門的知識、技能を身につけなければならず、コスト、時間的に見合わない。その団体に自治権を認め、職業的専門家自身に管理を行わせた方が合理的なのである。

イギリスでは、会社の財務諸表監査にあたる監査人に就任できる資格は、会社法 (Companies Acts) によって勅許会計士 (Chartered Accountant) だけに認められているが、勅許会計士は上記の要件を満たしていて、職業的専門家として認められている。勅許会計士は、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会など協会 (団体) を構成し、倫理規則はもちろんのこと、会計基準、監査基準も主体的に定め、さらに自主規制機関を協会単独または他の協会と共同で設けて、実質的に自主規制を行っている。職業的専門家であるということは、単に専門的な知識や技能を有していることを意味するだけでなく、主体的に自主規制を行っていることを意味する。むしろ、この自主規制を行っていること、規範、規則が定められていて、それが具体的な手続という形で内容を持ち、それを構成員が共有していることこそ、職業的専門家が職業的専門家であることを名乗ることができる条件であるということができよう。

なお、職業的専門家である者は、一般市民などが自分に課しているものよりも、高い水準の規範を設けて自らに課しているのであるが、その高い水準の規範は、職業会計人、弁護士、医師など、職業的専門家に共通する倫理規範であると考ええる。

(2) 職業的専門家の倫理に関する4原則アプローチ

職業的専門家に関する応用倫理学は、学術的には、生命医療の分野でもっとも発達している。ビジネス、会計、監査あるいは法律、法務の分野では、あまり発達していない。会計、監査の分野では、職業的専門家の倫理というときは、たいていは職業会計人の倫理規則に関する制度論であって、ほとんどは応用倫理学ではない。したがって、会社の財務諸表監査の任にあたる職業会計人である職業監査人の倫理に関して、応用倫理学的方法によって研究する場合には、生命医療倫理学の分野を参考にせざるを得ない。ここではとくに、トム・L・ビーチャム (Tom L. Beauchamp) の倫理学に注目する。

ビーチャムは、ジェイムズ・F・チルドレス (James F. Childress) とともに生命医療倫理学の書 "Principles of Biomedical Ethics." (Oxford University Press, 7th edition, 2012.) を、またノーマン・E・ボーイ (Norman E. Bowie) とともにビジネス・エシックスの書 "Ethical Theory and Business." (Prentice Hall, 7th edition, 2003.) を著している。ビーチャムは、また独自に "Philosophical Ethics, An Introduction to Moral Philosophy." (McGraw-Hill Higher Education, 2001.) と、"Standing on Principles, Collected Essays." (Oxford University Press, 2010.) を著している。これら4書からビーチャムの応用倫理学の方法論を抽出し、財務諸表監査の理論に用いれば、財務諸表監査の倫理の学を拓くことができる。

ビーチャムとチルドレスの生命医療倫理学において特徴的なのは、4原則アプローチという手法によって、職業的専門家である医師の倫理について論じていることである。ここにいう4

図-2 ビーチャムの応用倫理学方法論の応用

	トム・L・ビーチャムの 応用倫理学方法論
生命医療 (ジェイムズ・F・チルドレス)	生命医療倫理学
ビジネス (ノーマン・E・ボーイ)	ビジネス・エシックス
財務諸表監査	財務諸表監査の倫理学

つの原則とは、「自己決定権の尊重」(Respect for Autonomy), 「他者に対する危害の防止」(Nonmaleficence), 「依頼人の利益の保護」(Beneficence), 「正義の遂行」(Justice)である。4原則アプローチは、アメリカにおける生命医療倫理学の主流の方法論といって差し支えないともいわれている¹⁵⁾。

たとえば、医療倫理学的な道徳的なジレンマ状況の1つとして、苦痛に苦しむ末期病患者が致死薬の投与による積極的な安楽死を医師に依頼した場合があるとすると。「自己決定権の尊重」の原則に従えば、安楽死を決定した患者の意志を尊重すべきであるから、医師は依頼に従うべきであることになる。「他者に対する危害の防止」の原則に従えば、医師は患者という他者に死という危害を加えてはいけなし、一度安楽死を認めることによって、社会において安楽死を助長したり、安楽死を装った殺人を助長したりするという危害を他者に及ぼすことになるので、医師は依頼に従ってはいけなしことになる。「依頼人の利益の保護」の原則に従えば、安楽死の実行を拒否した場合、延命治療をすることになり、患者に対して経済的なリスクとコストを強要することになり、または苦痛を回避するという依頼人の利益を侵害することになるので、医師は依頼に従うべきであることになる。このうち2つの原則によれば医師は依頼に従うべきであることになり、1つの原則によれば医師は依頼に従うべきではないことになる。ただ

15) 児玉聡著『前掲書』216頁。

し、「正義の遂行」の原則に従えば、医師は社会的な正義の観点から判断をするべきことになり、安楽死の助長、安楽死を装った殺人の助長ということの問題の社会性から、医師は依頼に従うべきではないことになる。4原則アプローチは、このような判断手段をとる方法をいう¹⁶⁾。

(3) 4原則アプローチにおける4つの原則¹⁷⁾

① 「自己決定権の尊重」

「自己決定権の尊重」とは、自己決定権を有する人格の意思決定能力を尊重することを義務づける原則である。「自己決定権の尊重」は、自由主義思想に基づく道徳観と、個人の自由意志と選択の自由を重視する政治的な伝統に根づいたものである。道徳哲学においては、個人的な自己決定権とは、個人的な自制(Personal Self-governance)のことを指す。他者の干渉による管理と、選択の自由の個人的な制限をされることなく、適切な認識によって自らを個人的に律することである。

「自己決定権の尊重」とは、行為者が行為を行うかどうかについては、その行為の依頼人の自己決定権を尊重するということである。自己決定権の行使については、自由という表現がなされることもある。自由ということは、わが国においてはしばしば無制限、無限度、無秩序に行うことを容認すると考えられがちであるが、自由主義における自由とは、自己決定権の行使を指し、自己決定権とは、外部者からの強

16) 児玉聡著『前掲書』216頁。なお、事例については、4原則の適用が適切になるように筆者が加筆している。また、ビジネス・エシックスの分野で、4原則アプローチを応用しようとする試みも行われている。Josie Fisher, 'Lessons for Business Ethics from Bioethics,' *Journal of Business Ethics*, No. 34, 2001, pp. 15-24. しかしながら、応用に成功しているとは思われない。それは、経営者という必ずしも職業的専門家とはいえない対象者に応用しようとしたためであろう。

17) Tom L. Beauchamp, *Standing on Principles, Collected Essays*, Oxford University Press, 2010, pp. 36-42, Tom L. Beauchamp and James F. Childress, *op. cit.*, pp. 12-13.

要、拘束からの自由と、認識、自発的意識、自発的意思決定のような根本的な意思能力の存在を意味する。自己決定権を有する個人は、独立した政府がその権限にあることについて行政を行い、政策を立てるのと同じように、自ら選択した計画に基づき自由に行動する。

自己決定権は人格に固有のものではなく、条件によっては認められないことがあり、認められない場合は、自らの希望や計画に関わらず他者による管理を受けることになる。

「自己決定権の尊重」には、消極的な義務と積極的な義務とがある。消極的な義務とは、自己決定権による行為は、他者による強要、拘束による制限を受けない方がよいというものであり、積極的な義務とは、十分に選択肢に関する情報を提供したり、自己決定権の行使による意思決定を促進する行為、行動を行ったりという、自己決定権を尊重した扱いを依頼人に施すというものである。

② 「他者に対する危害の防止」

「他者に対する危害の防止」とは、他者に対して危害を生じさせないようにすることを義務づける原則である。この場合の他者は、行為者に対する他者で、行為を依頼した依頼人と、依頼人とは別の他者である第三者、社会の両者を指す。

「他者に対する危害の防止」は、多くの場合は行為の依頼者である依頼人の「自己決定権の尊重」の限度を示す原則であるが、行為者は自分の行為が依頼人という他者に対して危害が生じないように配慮すること、依頼人以外の他者である第三者、社会に危害が生じないように配慮すること、依頼人の判断により行為を行う場合（または行わない場合）に、依頼人である他者、第三者、社会である他者に危害が及ぶ場合には、依頼人の自己決定権を否認し行為を行わない（または行う）ということである。

③ 「依頼人の利益の保護」

「依頼人の利益の保護」とは、行為者は行為を行ううえで、危害を防止し、利益をもたらす、リスクとコストに対してみ合った利益をもたら

すことを義務づける原則である。つまり、行為者は行為を行ううえで依頼人に危害を与えず、依頼人の利益を尊重して行為すること、また依頼人にリスクとコストがかかる場合には、そのリスクやコストに対してもっとも効益のある行為を行うことである。

これは往々にして、「自己決定権の尊重」の原則と対立することもある。たとえば、行為者から見て、ある行為を行うこと（または行わないこと）が依頼人に対して利益が多いように思えても、依頼人がその行為を行わないこと（または行うこと）を選択した場合には、他者に危害が及ばない限りは、それを尊重しなければならないこともありうる。

④ 「正義の遂行」

「正義の遂行」とは、利益、リスク、コストのバランスが適正になるように適切に行為することを義務づける原則である。「正義の遂行」の原則は、行為者が行為を行ううえで、社会的な正義の観点から行為を行うということである。この場合の正義とは、上記の非帰結主義における正義論という正義にあたる。

ふたたび述べるならば、正義論の正義とは配分上の正義を指し、正義論のもとにおいては、各人は、他人の持つ自由と抵触しない限りにおいて、もっとも広範で包括的な基本的自由、平等の権利を有し、配分上の社会的、経済的不平等は、もっとも不遇な立場の人々の利益が最大となる不平等である場合、または公平な機会の均等化という条件の下で全員に開放されている職務や地位に結びつくような不平等である場合にのみ許容される。

4 原則アプローチという原則は、会計学、監査論でいうところの原則とは異なり、厳格な拘束性を有するものではない。また、互いに矛盾、相克しあう場合もあり、その場合には、原則間のバランスをはかって判断しなければならない。つまり、上記3つの原則から求められる利益、リスク、コストのバランスを勘案して判断しなければならない。このとき、社会的な正義の観点から、そのバランスを計算して判断し行動す

ることを求めるのが、この原則である。

3 職業会計人ならびに 職業監査人の倫理

(1) 倫理概念の規則的具体性

職業的誠実性 (Professional Integrity)、独立性 (Independence)、守秘義務 (Confidentiality) は、一般的には職業監査人の倫理として議論されるが、筆者は、これらは、職業監査人の地位にない者をも含めた職業会計人の倫理であると考えている。その点でいえば、職業的懐疑心 (Professional Scepticism, Professional Skepticism)こそが、職業監査人の倫理の典型的なものである。また、通常、監査論では議論されないが、倫理学の分野には、保護者的干渉主義 (Paternalism) という概念がある。保護者的干渉主義とは、人格の自己決定権は、その人格によって当人に危害が及ぶ場合は、他者に対して危害が及ばない場合でも、制限されるのは正当である、と考える主義である¹⁸⁾。この保護者的干渉主義も、職業監査人の倫理を構成する概念であると考えている。

今日の倫理は、とくに財務諸表監査というイギリスを発祥の地とする事象における倫理は、功利主義、そのなかでもとりわけ規則功利主義というものが判断の規範になっていると考えられる。したがって、倫理概念は規則的具体性を持っていなければならない。わが国においては、たとえば職業的誠実性という概念は抽象的に議論されるだけであるが、イギリスにおいては、会計事務所においてチェックリストが作成され、規則的具体性をもって示されているようである¹⁹⁾。

(2) 4原則アプローチにおける原則間のバランス

いずれにせよ、これらの倫理的概念はきわめ

て抽象的であり、それらが実務において規範性を持つためには、内容がより具体化される必要がある。その具体化の過程において、4原則アプローチが有効である。たとえば、職業的懐疑心は、会社の財務諸表監査において職業監査人が、重要な虚偽の表示 (Material Misstatement) を看過しないようにするための概念である。これは、4原則アプローチにおける「他者に対する危害の防止」の原則を尊重することを求める概念と考えることができる。

その行使にあたっては、財務諸表の作成、経営判断の行使において被監査会社 (監査の依頼人) の自己決定権を尊重するという「自己決定権の尊重」の原則を守らなければならない。しかし他方で、被監査会社の会計方針の選択の結果が、被監査会社そのものの経営判断を誤らせたり、外部利害関係者の意思決定を誤らせたりすることがないように、「他者に対する危害の防止」の原則に従わなければならない。

「他者に対する危害の防止」の原則に従う場合でも、「依頼人の利益の保護」の原則に従い、ほかの選択肢があるのにもかかわらず被監査会社の被害が最大化するようなかたちで財務諸表の作成に干渉したり、むやみに監査人を辞任したりしてはならないし、また、干渉しないことによって経営破綻するなどして被監査会社の利益が損なわれるようなことがないようにしなければならない。そして、「正義の遂行」の原則に従い、利益、リスク、コストのバランスを、被監査会社、債権者などすべての利害関係者の立場から比較考量し、監査人としての行為の選択を行わなければならない。

したがって、4原則アプローチにおける原則間のバランスは、医師の場合と監査人の場合とは、図-3と図-4のように異なると考えられる。

む す び

本稿は、会社の財務諸表監査の任にあたる職業会計人である職業監査人にとっての倫理を研究するための方法論について、試論的に述べた

18) Tom L. Beauchamp, *Philosophical Ethics, An Introduction to Moral Philosophy*, McGraw-Hill Higher Education, 2001, p. 353.

19) Emile Woolf, *Auditing Today*, 5th edition, 1994, pp. 295-296.

図-3 生命医療における医師の4原則のバランス

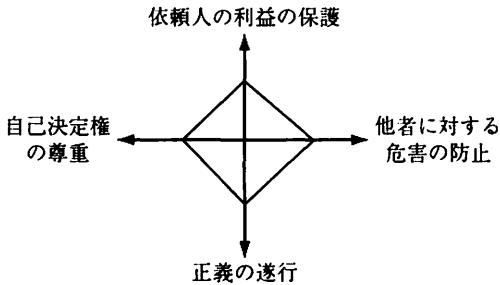
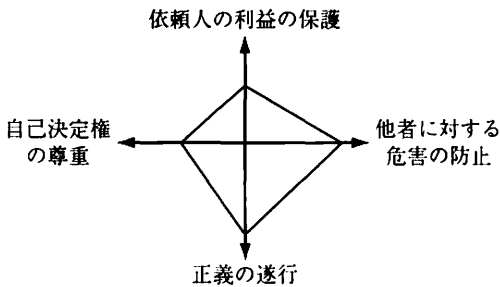


図-4 財務諸表監査における職業監査人の4原則のバランス



ものである。監査論における倫理は、一般的に、倫理規則などの制度論によって議論される。しかしながら、きわめて冒険的ではあるが、応用倫理学の方法論を用いて議論している。

本稿では、人間に普遍的な倫理、規範倫理があり、そのうえに職業的専門家としての倫理が成り立っているという前提に立っている。職業会計人、弁護士、医師などは職業的専門家であるが、職業的専門家には、職業的専門家であるがゆえに一般的社会人とは異なる特殊な倫理がある。ただし、職業会計人、弁護士、医師はそれぞれ異なる倫理を有する。職業会計人には職業会計人独特の倫理がある。さらに職業監査人には、その定められた職務ゆえに、その任にあたらぬ一般的な職業会計人とは異なる倫理を有することになる。

本稿では、そのようなピラミッドを想定し、ピラミッドの基部、根底に存在する規範倫理をあらためて認識することから始め、職業的専門家の倫理について、とくにトム・L・ピーチャムの4原則アプローチに着眼してみた。「自

己決定権の尊重」「他者に対する危害の防止」「依頼人の利益の保護」「正義の遂行」の4つの原則を掲げる4原則アプローチは、もっぱら生命医療倫理学において論じられるものである。しかし、いずれの職業的専門家についても、その4つの原則に集約して倫理を考えることが可能だと考えて、監査論における応用、実際にはそのための基礎理論を論じてみた。

論じてみたと簡単にいうものの、その研究の作業は実に過酷なものである。応用倫理学は規範倫理に基づくものであるが、功利主義、義務論、正義論といった規範倫理は、それぞれが膨大かつ難解な文献のうえに成り立っているものであり、原典にあたって研究することは基本的に不可能である。そこで応用倫理学の文献に依拠せざるをえないものであるが、その応用倫理学の文献も、量的にも膨大であり、内容的にも難解なものである。本稿の筆者による、その理解と要約が適切であるかどうかには、疑いを持たざるをえない。だが、少しずつでも、この研究方法に挑戦をしていくことは意義のあることだと考えて、論を試みている。

今日における監査の実践の場で、監査人が、財務諸表における資産の評価額が異常なものであるため、修正を建言したところ、被監査会社の経営者から経営判断に介入したとして任を解かれるという事件があった。確かに公認会計士法には、監査人は監査にあたって経営判断に介入してはならないことが定められているが、それは監査人としての独立性を損ねるからであり、客観的な判断による建言は、独立性を損ねるところか、被監査会社の経営、財務諸表の作成の健全性を促進するもので、元来、否定されるべきものではない。しかしながら、これについてきちんと説明できる理論が、現在のところない。この点、筆者が本稿で研究している方法論を用いれば、適切な答えが導き出せるように思う。

「自己決定権の尊重」の原則から、監査人は被監査会社の資産評価を尊重しなければならないが、その評価が被監査会社そのものにも、また外部の利害関係者の意思決定にも危害を及ぼ

すものであれば、「他者に対する危害の防止」の原則に基づいて、資産評価の誤りを正さなければならない。ただし、それは十分に「依頼人の利益の保護」の原則を図ったものでなければならず、最終的には、被監査会社や外部の利害関係者などの利益、リスク、コストのバランスからみた「正義の遂行」の原則の遵守を果たさなければならない。

本研究は、さらにこの過程の具体的内容はど

のようになるか、という研究によって引き継がれることになるだろう。筆者としても、引き続き、このことに挑戦していきたい。ただし、本稿で取り上げた倫理学の基礎概念、あるいは4原則アプローチにおける4原則のさらに精緻な理論化も含めて行っていくつもりである。

(受理 2012年12月11日)